

令和2年9月23日

認可保育所等の園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う在園児のきょうだいの出産にかかる 在園要件の取扱いについて

保護者の皆さまにおかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う在園児のきょうだいの出産にかかる在園要件の取扱いを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として実施するものであることにご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 在園要件の取扱い

文京区においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために育児休業を延長し、登園を控えていただくことが可能なご家庭については、最長、令和3年3月中までに育児休業からの復職をお願いしているところです。それを踏まえまして、在園児のきょうだいの出産にかかる在園要件について、以下のとおりの取扱いといたします。

(1) 1か月以上の復職の必要性について

【原則】

在園児につき、きょうだいの出産前に1か月以上、保育施設等に預け、育児休業から復職している場合は、そのきょうだい^が満2歳になった日の月中までに復職すれば、引き続き、在園することができます。

【例外（令和2年度の特例）】

在園児の育児休業からの復職時期を延長する場合においては、令和2年度入園に限り、そのきょうだいの出産前に1か月以上、育児休業から復職せずとも、そのきょうだい^が満2歳になった日の月中までに復職すれば在園することができる取扱いとします。

(2) 満2歳になった日の月末までの復職の必要性について

【原則】

上記(1)の適用を受ける場合は、在園児のきょうだい^が満2歳になった日の月末までに復職する必要があります。

【例外（令和2年度の特例）】

在園児のきょうだい（令和2年度に認可保育園に入園している場合に限る。）の育児休業からの復職時期を延長する場合においては、そのきょうだいの復職時期が在園要件として優先され、在園児のきょうだい^が満2歳になった日の月末を超えて、在園することができる取扱いとします。ただし、超える部分については、感染拡大を防止する観点から、引き続き、登園の自粛や保育時間の短縮等にご協力くださいますようお願いいたします。

- *裏面の（１）（２）のいずれについても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施するものに限ります。
- *上記のいずれかに該当する方は以下担当係に事前にご連絡いただいた上で、以下の書類をご提出くださいますようお願いいたします。併せて、在園保育園にもご連絡くださいますようお願いいたします。

2 提出書類

（１）変更届（施設型給付費・地域型保育給付費等変更届）

- *「その他」欄に、きょうだいの出産にかかる在園要件の特例を希望する旨をご記入ください。

3 問合せ

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階
幼児保育課入園相談係 電話：03-5803-1190（直通）